

管理の受委託の概要及び委託の経過について

京都市交通局（以下「交通局」という。）では、交通局が路線、ダイヤ及び運賃の決定に責任を負いつつ、市バスの運転業務、運行管理業務及び整備管理業務を一体的に民間事業者へ委託する「管理の受委託」を実施しています。

「管理の受委託」は、道路運送法第 35 条及び国土交通省自動車交通局長通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」に基づく制度で、交通局では、市バス事業の経営健全化の取組のひとつとして、平成 12 年 3 月に全国の公営交通で初めて「管理の受委託」方式を導入し、以後、委託規模を拡大してきました。

現在、市バス全車両 801 両のうち 316 両を民間バス事業者へ委託しており、令和 5 年度末に、現行の 5 事業者との契約期間が終了することから、次期受託者を選定する必要があります。

「管理の受委託」の受託者選定に当たっては、単に見積金額だけで選定するのではなく、運行の安全性や経営の安定性、実施計画の妥当性やお客様サービス水準の確保など、専門的な観点から応募事業者を審査する必要があるため、条例で定める附属機関である「京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会」に諮問し、優先交渉事業者を選定いただくこととしています。

（参考）委託経過と現行の委託状況

営業所	委託開始時期	現行受託者	委託車両数	全在籍車両数
横大路	平成12年3月	阪急バス	98	114
		エムケイ	16	
洛西	平成16年3月	近鉄バス	102	102
九条	平成17年3月	(令和2年3月に直営化)	—	178
梅津	平成18年3月	西日本ジェイアールバス	56	166
西賀茂	平成19年3月	(平成26年3月に直営化)	—	109
錦林	平成26年3月	京都バス	44	44
烏丸	—	—	—	88
合 計			316	801

※ 梅津営業所の 166 両のうち 110 両は直営車両です。